

2017年8月17日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

日本共産党福島県地方議員団

国保事業の県移管にともなう要望について

市町村が運営する国民健康保険では、所得200万円で30万円を超える負担をしいられるなど、各地の国保税が住民の支払い能力をはるかに超え、住民生活を脅かす重大要因となっています。

ところが、政府は、国保「広域化」「都道府県単位化」の名で、市町村の一般会計繰入による国保税の軽減をやめさせ、さらなる「保険税の引上げ」を行うことを自治体に指示しています。市町村が住民負担を軽減すると「格差」が生まれ、「広域化」の妨げになるというのが政府・与党の言い分です。

国民健康保険を安心できる医療制度とするには、根本的な制度改革が必要です。低所得者が多く加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには制度が成り立ちません。いま、国保加入者の7割以上は、非正規労働者などの「被用者」と、年金生活者・失業者などの「無職者」です。

患者負担の軽減と必要な給付の保障、国庫負担の引き上げと現役世代の雇用・賃金・所得の立て直しによる安定した財源の確保など、公的医療保障を立て直す根本的改革が求められています。

国保事業の県移管にあたって、次の項目を要望します。

記

- 1、国民健康保険は社会保障制度であり、国の責任で予算を確保し、運営を改善するよう国に要請すること。
- 2、低所得の加入者が多く、財政基盤が脆弱な国保事業の特別の困難さに鑑み、負担増とならないよう、国に国庫負担割合の引き上げを求めるとともに、県としての独自繰り入れ等を行うこと。
- 3、国保税の算定にあたっては、「応能負担」原則とすること。
- 4、県の国保運営方針の策定に当たっては、市町村の自主性の尊重を明記するとともに、市町村はもとより被保険者、住民の意見を良く聴いて反映させるとともに、素案の段階でも県民説明会を行うこと。県の国保運営協議会に公募委員を加えること。
- 5、県が示した標準税率はあくまで参考であり、市町村の独自判断による決定を尊重すること。その際、被保険者の国保税軽減のための一般会計繰り入れについても、

市町村の独自性を尊重すること。

- 6、国や県から市町村に交付される公費等について、医療費適正化の努力いかんで削減することはないことを方針に明記すること。
- 7、県は市町村に対し、国保税負担軽減のための独自支援策を行うこと。国に対し、低所得者対策の確実な財源保障、国保事業のペナルティ撤回を求めること。また、資格証・短期被保険者証発行を行わないよう市町村を指導すること。
- 8、強制的な差し押さえや滞納処分の禁止および納税緩和措置を周知すること。

以 上